

第4回下川町総合計画審議会(快適環境・地域づくり部会)会議録

日 時 令和2年12月15日(火)

19:00～20:35

場 所 総合福祉センター「ハピネス」

《総務課》

出席者(委員): 山川部会長、高橋副部会長、川島委員、山崎委員、山田委員、高松委員

出席者(町): 田村課長、仁木主幹、工藤主査

▽施策項目「持続可能な財政運営」

事務事業名「旧一の橋保育所除却工事」

町 : 内容説明

委員 : 次年度の公共施設の除却は旧一の橋保育所のみか。

町 : 総務課で管理しています施設については、保育所のみである。

今回貸付も終了し建設から51年経過し老朽化が激しく新たな貸付とは考えられないため除却を行い、他の施設に関しても貸付先等条件を整えば、施設の老朽化具合により、譲渡、除却の判断を行っていく。

委員 : 当初、譲渡できるのであればと前回の話ではあったが、譲渡は難しいのか。

町 : 譲渡は考えられない施設である。簡単に経緯を説明させていただく。

町 : 平成19年に建物西側(下川市街側)外壁モルタルが脱落した際に主要な柱が腐って、柱の機能を有していない、このままだと建物自体がつぶれてしまうと指摘を受け応急措置をとり対応していたが、令和元年10月に東側の外壁モルタルが脱落した。

今後、解体も視野に入れ管理していく方針を伝え譲渡も貸付先に話をし、検討をお願いした。脱落后は、ブルーシート・木材で簡易的な修繕をし、令和2年度5月末に貸付先から返還の申出があり、9月末に返還となった。

委員 : 近年は、修繕に費用を使っていなかったのか。

町 : そうである。基本的な修繕は貸付先が行っていて町からの支出はない。

委員 : 除却する廃材(木材)等は全部処分する見積なのかまた、再利用とかは考え

ていないのか。

町 : すべて、除却する費用を計上している。廃材も利用は、難しいため廃棄と考えている。

委員 : 木材は、チップとかにできないか。

委員 : 木材とかにクギとかがあり、それを抜く手間があるため余計にコストがかかるため、できない。

委員 : 保育所閉所したのはいつか。

町 : 平成2年3月で閉所している。30年程前になる。

《税務住民課》

出席者（委員）：山川部会長、高橋副部会長、川島委員、山崎委員、山田委員、高松委員

出席者（町）：高橋課長

▽施策項目「公共交通」

事務事業名「配達・宅配事業」

町 : 内容説明

委員 : 地域おこし隊制度を活用し、町内の戸配と町外宅配業者の宅配を対象とするのか。

町 : 配送業務だけでは事業性がないので宅配も一緒に、運転業務も一緒に行い事業を継続できればと思う。

委員 : 地域おこし協力隊の任期終了後に事業が継続できるかが心配である。車などの経費は事業で対象になるのか。利用者負担はあるのか。お店が負担するのか。事業を継続できるのかが懸念される。

町 : 今週の新聞のチラシで町内コンビニエンスストアの配達チラシが配付されている。これは本事業の一步手前である。本日、コンビニエンスストアの担当者と打ち合わせを行い金額までは詰めることができなかったが、来年度は有料になる。車や経費は補助対象になる。車はリースと考えている。

委員 : ニーズがあるのか。

町 : サービスの一環で、未知数であると言っていた。高齢者買い物対応として、

コンビニエンスストアが行ってくれたらよいと思うが、継続できるかどうか疑問が残る。宅配事業などの事業と一緒に、当初はコンビニエンスストアから始めるが、小さな規模でも町内事業者の商品も拡大していきたい。

委員 : コンビニエンスストアが事業を行うのか。

町 : 今は、コンビニエンスストアの事業で行うが、町内タクシー会社に人材が確保されれば、町内交通事業者に移行する。

委員 : 令和7年度に事業費が0なので民間移行するのか。

町 : 地域おこし隊の制度は、事業後、経済的に自立しその地域に住むことである。その目的がなければ、制度に乗れない。その後は、町内タクシー会社の社員となって働いてほしい。

委員 : スタートは、コンビニエンスストアと町外宅配業者なのか。

町 : 配達事業はコンビニエンスストアで考えている。宅配は町外宅配業者を想定している。町内では約7万個の宅配物があり、1個200円とすると1400万円の市場がある。雇用が可能であると思う。一気に7万個でできないため数十個からスタートする。

委員 : R4年度以降は2名体制なのか。

町 : 1名だと5日間の勤務時間となる。2名体制だと毎日配達できる。時間遅くの宅配の場合、宅配事業者が時間までフレペで待機していることもあるようである。また、宅配物を取りに来てもらうこともできる。町内のスーパーマーケットが無くなって高齢者は不便である。無いから諦めている。しかし、地元の事業者が配送しないのは、「やらない」ではなく、コストが合わないため「やれない」のではないだろうか。そこから本事業を考えたことである。

委員 : そのスーパーマーケットはお弁当1つで配達して、赤字だったと聞いたことがある。配達数があればコストが下がる可能性はあるのか。

町 : 数ではない。1時間に配達できる荷物は限られている。全体の業務の空き時間で出るのはどうか。荷物1個、200円、300円でも厳しいと思われるが、空き時間で配達することができるのでないか？地域おこし協力隊制度を活用してできる方法を検討したい。

委員 : 地域おこし協力隊の費用は国からの支援があるのか。

町 : 特別交付税措置がされる。

- 委員 : 現在唯一のスーパーマーケットの方が買い物している方が多いと思うが、なぜ行わないのか。配達はやっていないのか。
- 町 : 聞き取り調査を実施し、配達を行う意向はないとの回答であった。生鮮食料品を扱っているので、品質に対するクレーム処理は直接行うためである。配達を行うなら、自前で行いたいという意向はある。
- 委員 : 町内タクシー会社も地域で継続してほしい。
- 町 : コロナ禍で、タクシー会社が荷物を配達することは可能ですし、軽自動車運送法に基づく方法もある。
- 委員 : 本事業は4月からスタートするのか。
- 町 : 4月からのスタートは厳しい。地域おこし協力隊の募集を行うが、応募してきたものをすべて受け入れるわけではない。タクシー会社との相性を考慮し決めていく。
- 委員 : 募集する地域おこし協力隊は町内の者は対象外か。
- 町 : 制度上、都市部の人である。下川出身者で都市部に住んでいる人であれば対象となる。
- 町 : 事業実施に向けて、解決しないとならない課題が4つあって3つは解決出来ているが、残りが途中なので、場合によってはなくなる可能性もある。

《建設水道課》

出席者（委員）：山川部会長、高橋副部会長、川島委員、山崎委員、山田委員、高松委員

出席者（町）：小林課長、亀山主幹、桜木参与、西本主任、

▽施策項目「住宅」

事務事業名「町営住宅整備事業」

- 町 : 内容説明
- 委員 : 校長住宅等は除却したあとはどうなるのか。
- 町 : 現在、公営住宅の建替えや整備に係る公営住宅等長寿命化計画というのがあり、当初平成22年度に策定され、5年に1度見直しを行うのだが、令和2年度が見直しの時期にきており、現在策定中でそれに伴って町営住宅の整備方

針も定める予定である。

校長住宅に関してはナミダダケという腐朽菌がかなり木材を腐らせるもので早ければ3年で住宅が倒壊する恐れがあるため、早急に除却をする方向で事業に載せさせていただいた。

委員 : 校長先生が住宅に住まなくなって、不審車両が2回ぐらい敷地内を通行している。校長先生も心配している。校長先生が住んでいるときはあまりなく、抑止力になっていたと思うので、やはり校長先生は学校付近に居住することが重要かなと思う。

町 : 管理は建設水道課だが新たに建てるとなるとおそらく教員住宅として建てることになると思うので教育委員会と協議しながら進めていきたいと思う。

委員 : 同じところに建てたらまたキノコが生えるのでは。

町 : 調べると構造的な問題があり、過去に改修で外断熱を新たに囲ったため、床下換気が十分ではない。

町 : 除却と同時に土も処理していく予定である。

委員 : 計画に上がっている住宅はすべて空き家なのか。

町 : 消防住宅の昭和47年度建設1棟2戸の住宅で1戸入っている。

委員 : 入っている人はどこかに移ってもらう予定なのか。

町 : その予定である。

委員 : 上名寄は入っているのか。

町 : 入っていない。おうるの横の元校長住宅は入っていたが今年度、中古住宅を取得されて退去予定である。

委員 : 消防住宅はこれで全部なのか。

町 : まだ西側に2棟4戸が残っており、すべて入居している。

委員 : 建設年度は同じなのか。

町 : 昭和46年度建設である。

町 : ご指摘の通り、老朽化が進んでおり、住宅に予算をかけて大規模修繕は難しいので移っていただいて除却して需要があれば新築を建てていこうと考えている。住宅が新しくないので現在は最低限の修繕でご理解を得ているが、家賃も安いので住み替えがなかなか進まない。古い住宅は除却しながら新しい住宅を建てられるようにしていこうと考えている。

委員 : いろんな活用方法があると思うので検討しながら進めていただきたいなと思う。

委員 : 適正なストック形成とはなにか指標があるのか。

町 : これから策定予定の長寿命化計画の中で除却・建替えや住宅の改善などを実施しながら将来に渡って適正な管理戸数を定めていきたい。また管理戸数は人口の推移だけでは決められず、近年は中古住宅を取得して退去する方も増えているのでそういったものも踏まえながら定めていきたい。

▽施策項目「住宅」

事務事業名「空き家対策総合支援事業」

町 : 内容説明

委員 : 令和5年度まで計画に載っているが、令和6年度以降も継続する可能性があるのか。

町 : 国の方でも事業は継続すると思うが、事業があれば町の方でも継続する予定である。

委員 : 期間の延長ということで補助内容は変わらないのか。

町 : 変更はない。

委員 : 役場の予算が無くなり次第終了なのか。

町 : 終了である。

委員 : 活用と解体の予算で臨機応変に流用はできないのか。

町 : 国の補助事業を活用しており、当初計画で活用3件と解体15件で概算要望しており、変更は可能ではあるが、流用は難しい。

委員 : 空き家対策は現在クラスター推進部で窓口等を行っているが、4月以降はどうなるのか。

町 : 現在調整中ですが、移住者対策を行っているタウンプロモーション推進部で対応できないか検討している。

委員 : 空き家はこういった進め方をしているのか。

町 : クラスター推進部で住宅を活用できるか解体したほうがいいかなどの空き家調査を行っており、補助金申請されたものを受付けている。

委員 : 所有者が不明だったり、危険性が伴う住宅に対して何か対策しているのか。

- 町 : 現在は相手から申請があったものしか行っていない。
- 委員 : 特定空き家として認定されれば危険性があり、所有者が応じなかった場合など町長の権限で所有者の代わり解体を実施し、費用は所有者に請求ができるはず。
- 町 : 数年前、固定資産税を担当していた当時は建物で所有者が不明なものはなかったと認識している。
- 委員 : 総務課の旧一の橋保育園の解体の話でも出たが、解体したもので木材を再利用できるのかという意見があり、さきほどは公共施設だから難しいと言われたが、今回、空き家対策は民間の家なので町内で再利用して循環できないのか。
- 町 : 町では現在再利用できる木材等をストックして利用する考えはない。公共で一旦買い取って使うというのはなかなかいろいろ規制があり安全性も確保出来るのかという問題もあるので難しい。
- 委員 : 町内で実施できる事業者がいれば可能なのか。
- 町 : 民間の方が利用するのは可能だと思う。
- 委員 : リサイクルしたら補助する事業はないのか。
- 町 : 現在はない。